平成２２年（フ）第２０９号
堺市西区草部1800番地　６棟903号
債務者　森西　美佳
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
堺市美原区平尾2104番地11
債務者　岡林　俊幸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
大阪府羽曳野市島泉６丁目11番17号、前住所
大阪府羽曳野市島泉６丁目６番15号
債務者　大忠瓦店こと　大西　忠明
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
堺市西区平岡町447番地11
債務者　田辺　公惠
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
堺市堺区砂道町２丁２番４号
債務者　笹井眞利子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
北海道三笠市堤町７番地24
債務者　清野　幸夫
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５１号
北海道三笠市堤町７番地24
債務者　清野　千歳
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５９号
北海道岩見沢市南町９条２丁目１番12号
債務者　岩舩るみ子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第６４号
北海道空知郡南幌町緑町１丁目１番16号
債務者　山下登美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５３号
新潟県新発田市富塚町２丁目６番９号７
債務者　本保貴美子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４１３号
名古屋市昭和区山手通５丁目18番地の４
コーポラス豊荘103号
債務者　相羽紀世子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４８号
名古屋市熱田区五番町16番21号　みどり荘５号
債務者　藤原　尚美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３９号
名古屋市熱田区桜田町７番８号
債務者　鈴木　雅登
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８５号
名古屋市天白区平針１丁目1116番地　ハイツ五月202号
債務者　後藤　剛久
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前498番地　扶桑ガーデンズ３Ｄ号
債務者　大西　春樹
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前498番地　扶桑ガーデンズ３Ｄ号
債務者　大西ジェシカこと　ＯＮＩＳＨＩ　ＪＥＳＳＩＣＡ　ＢＥＡＴＯ
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３１号
愛知県一宮市小信中島字西五反田９番地１
ピュアエステート102号
債務者　岩渕　正人
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部